

令和7年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和7年12月10日（水曜日）

○議事日程（第4号）

令和7年12月10日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第78号 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第79号 令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議
決について
- 日程第 4 議案第80号 令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第4号）の議決について
- 日程第 5 議案第81号 令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第2号）の議決について
- 日程第 6 議案第82号 令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）
の議決について
- 日程第 7 議案第83号 令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）
の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 8 一般質問

○出席議員（9名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 小川公明議員 | 2番 西川守哉議員 |
| 3番 野田憲司議員 | 4番 入田真嘉議員 |
| 5番 佐々木康次議員 | 6番 中井勇氣議員 |
| 7番 南靖久議員 | 9番 中村文子議員 |
| 10番 西野雄樹議員 | |

○欠席議員（1名）

- 8番 仲明議員

○説明のため出席した者

市	長	加	藤	千	速	君
副	市	下	村	新	吾	君
会計管理者兼会計課長		小	川	隆	子	君
政策調整課長		三	鬼		望	君
政策調整課調整監		後	藤	健	太郎	君
政策調整課調整監		西	村	美	克	君
総務課長		森	本	眞	明	君
財政課長		岩	本		功	君
防災危機管理課長		大	和	秀	成	君
税務課長		三	鬼	基	史	君
市民サービス課長		湯	浅	大	紀	君
福祉保健課長		山	口	修	史	君
福祉保健課参事		丸	田	智	則	君
環境課長		山	本	容	孝	君
商工観光課長		濱	田	一	多朗	君
水産農林課長		芝	山	有	朋	君
水産農林課参事		千	種	正	則	君
建設課長		塩	津	敦	史	君
建設課参事		上	村	元	樹	君
水道部長		神	保		崇	君
尾鷲総合病院事務長		竹	平	専	作	君
尾鷲総合病院総務課長		高	濱	宏	之	君
教育	長	田	中	利	保	君
教育委員会教育総務課長		柳	田	幸	嗣	君
教育委員会生涯学習課長		世	古	基	次	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監		渡	邊	史	次	君
監査委員		民	部	俊	治	君
監査委員事務局長		北	村	英	之	君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
事務局次長兼議事・調査係長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
濱 野 敏 明
世 古 紋 加

[開議 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、8番、仲明議員。仲明議員は所用のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、野田憲司議員、4番、入田真嘉議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第78号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から、日程第7、議案第83号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの計6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました6議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） それでは、今回追加させていただきます議案について説明いたします。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

追加させていただきます提出案件は、議案第78号から議案第83号までの6議案であります。

議案の内訳といたしましては、条例の一部改正議案が1件、補正予算関係の議案が5件であります。

それでは、各議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第78号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、11月11日に給与関係

閣僚会議及び閣議が行われ、人事院勧告どおりに実施することが決定されたことに伴い、本市においても人事院勧告を遵守するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」につきまして説明いたします。

なお、今回追加提案しています、議案第79号から議案第83号までの補正予算5議案につきましては、主に人事院勧告に基づく給与改定の実施が決定されたことから、本市職員の給与についても同勧告に準じて改定するものであります。

また、一般会計におきましては、本年11月21日に閣議決定されました物価高対応子育て応援手当の支給に伴う予算についても計上するものであります。

それでは、お手元に配付の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算書（第8号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,063万5,000円を追加し、これにより予算総額を135億201万5,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金3,300万円及び同手当に係る支給事務費補助金400万円をそれぞれ追加するものであります。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金は、11月末までのふるさと応援寄附申請額等を勘案し、ふるさと応援寄附金を2億3,000万円増額するものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7,363万5,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

歳出につきましては、主として人事院勧告準拠に伴うものであり、1款議会費から9款教育費までの人件費をそれぞれ増額するものであります。

また、国民健康保険事業特別会計と後期高齢者医療事業特別会計につきまして同様に人件費が増額することから、これに伴う繰出金についても計上しております。

それでは、次に、人件費関係以外の歳出について説明いたします。

12ページ、13ページの中段を御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、ふるさと納税事業につきましては、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴う返礼品等に係る経費として、ふるさと納税指定納付事務等手数料2,732万6,000円、ふるさと納税関連業務委託料9,207万6,000円ほか事務費を含め、合計1億2,304万9,000円を増額するものであります。

3目財産管理費は、ふるさと応援寄附金の増額見込額のうち、経費への充当分を除く1億3,800万円をふるさと応援基金へ積み立てるものであります。

16ページ、17ページの下段を御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費3,700万円の増額は、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対し、児童1人当たり2万円を給付するもので、次の18、19ページにあります物価高対応子育て応援手当3,300万円ほか、給付に係る人件費と事務費を追加するものであります。

続きまして、議案第80号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」につきまして説明いたします。

35ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万3,000円を追加し、これにより予算総額を22億3,724万4,000円とするものであります。

42ページ、43ページを御覧ください。

歳入であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金185万3,000円の増額は、職員給与費等繰入金であります。

44ページ、45ページを御覧ください。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費185万3,000円の増額は、人事院勧告準拠に伴う人件費の増額であります。

次に、議案第81号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」につきまして説明いたします。

47ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1

1万3,000円を追加し、これにより予算総額を7億4,737万1,000円とするものであります。

54ページ、55ページを御覧ください。

歳入であります。

2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金11万3,000円の増額は、事務費繰入金であります。

56ページ、57ページを御覧ください。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費11万3,000円の増額は、人事院勧告準拠等に伴う人件費の増額であります。

次に、議案第82号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第2号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

収益的支出のうち医業費用5,451万円の増額は、人事院勧告準拠に伴い給与費を増額するものであります。

次に、議案第83号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算書（第3号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の支出では、営業費用を、人事院勧告準拠に伴い、276万4,000円を増額するものであります。

以上をもちまして、議案第78号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から議案第83号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの6議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております6議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第8、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、2番、西川守哉議員。

〔2番（西川守哉議員）登壇〕

2番（西川守哉議員） 皆さん、おはようございます。

先日、たまりにたまったテレビの特番をやっと見る事ができました。その番組は「プロジェクトX」、「隠岐 島に希望を取り戻せ～破綻寸前からの総力戦～」という、町長はじめ町役場の幹部が自らの報酬をカットとして、また、職員も自主的に給料をカットして、みんなでアイデアを出して魚の付加価値を上げ、苦難を乗り越えるという内容の番組でしたが、皆さんは御覧になりましたか。

尾鷲総合病院が市の財源をひっ迫している状態が分かっているながら、10の大規模事業に手を出す尾鷲市とは真逆の行政のやり方ですね。

私ごとで恐縮ですが、私がマグロ漁船に乗船していた時のことです。マグロ漁船はただマグロを取るだけではなく、その仕事の内容の多さに驚いていたときに、当時の先輩の1人から、「守哉、おまえはどの仕事が一番苦手だ。」と聞かれたので、「かちこちに固まったコールトールのロープをつなぐのが苦手です。」と答えたら、その日から毎日、その仕事をやらされました。

手と指が痛くて、嫌で嫌でたまりませんでした。マグロ漁船は一度日本を出港すれば、1年は帰れません。漁期が終わり日本に帰国する間は、次の漁に備えての準備の点検をしますが、もちろん、嫌でたまらなかつたロープの点検もします。しかも、仕事にはノルマがあり、その日のノルマをこなすまでは眠らせてももらえません。

ところが、縄仕事のことになると私が一番早く、昼過ぎにはノルマを終えていました。そのとき意地悪だと思っていた先輩が、「どうだ、手を血まめやたこだらけにして頑張ったかいがあったらう。おまえが苦手な仕事はみんな苦手なも

のだ。それを率先した結果だからよく頑張ったな。」と言われ、そのとき意地悪だと思っていた先輩の真意が分かりました。

どうでしょう、市長。近い将来、市民に痛みを伴わせる病院経営も、無理だと逃げの姿勢より、10の事業の一つでも削り、最初は隠岐のように財政難の中でカテーテルやアンギオの機械をそろえて弱点を得意分野に変えて、他市町からドクターヘリが尾鷲に来るような病院を目指してみてもいいでしょうか。ゴルフをする時間があるのにできないと言い訳するのではなく、逆転の発想をしてみてもいいでしょうか。

では、通告に基づき、一般質問を始めます。

前回の一般質問で、ある議員が市営住宅について質問したら、その内容が地方紙に載った途端、市営住宅に住んでいる方やその近隣の方たちから、多くの苦情の電話がなぜか私のところに来ました。

市内全ての市営住宅を回り苦情を聞くのは無理ですから、苦情をいただいた地区には足を運びましたが、ここで確認のためにお聞きしますが、市長、市営住宅は市内在住の低所得者のための住宅で間違いありませんね。

次に、体育館の件は降壇してから詳しく聞きたいと思いますが、現在はOMOTENASIさんが指定管理をしている「夢古道の湯」についてですが、新たに募集したときには何社の応募がありましたか。それと、前回の指定管理者には幾らの指定管理料を支払っていましたか。今回の指定管理者では、指定管理料の差額は幾らありますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 西川議員の御質問にお答えさせていただく前に、いろいろ体験談でためになるようなお話を頂戴しまして、ありがとうございます。

それでは、一般質問の回答にさせていただきますけれども、市営住宅の低所得者、これのための住宅ではないか。これ、答えとしましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

次に、指定管理である夢古道の湯について、これにつきましては、担当の課長より具体的に説明させていただきます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 商工観光課長。

商工観光課長（濱田一多朗君） それではお答えいたします。

夢古道の今回のプロポーザルにつきましては、4者が見学に来ていただいて、実際にプロポーザルに参加されたのは2者となります。

また、前回の指定管理者から今回の指定管理者に替わったときの差額につきましては、471万4,000円であります。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 前回の金額と今回の金額を教えてください。差額だけじゃありません。

議長（小川公明議員） 商工観光課長。

商工観光課長（濱田一多朗君） 前回の指定管理料、単年度が928万6,000円となっております。また、今回の指定管理料は1,400万円であります。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） その差額が471万円ということではよろしいでしょうか。

議長（小川公明議員） 商工観光課長。

商工観光課長（濱田一多朗君） 単年度差額としては471万4,000円です。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 次に、市営住宅についてと、空き家問題。

質問の参考に、建設課より市営住宅における入居状況資料を頂きました。

現在、279棟の市営住宅があり、出ていく世帯を含めると106棟もあり、そのうち78棟が取壊し対象となり、管理方針でほとんどの住宅が用途廃止になっていますね。

これらの用途の使い道はもう決まっているのですか。後ほど私の考えを述べたいので、参考までによろしくお願いします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、市営住宅の使い道、要するに、用途廃止になったときの使い道についてですけれども、まず、尾鷲市営住宅長寿命化計画、これがございます。その中で、優先的に用途廃止すべきとした市営住宅について、入居者の状況及び移転先等を留意しつつ、廃止していくものとしておりますが、用途廃止後の用地の使い道については現在決めておりません。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 紀北町では入居者の収入が増えると家賃も上がるとのことでしたが、尾鷲市においてはどのようになっていますか。また、逆に、遺族年金などが下がった場合には、金額も下がるのでしょうか。そこのところを詳しく教えてください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この答えとしてはそのとおりでございます。

市営住宅の住宅使用料につきましては、尾鷲市営住宅条例、これに基づきまして、入居者おのこの収入に応じて算定しておりますので、収入が上がれば、住宅使用料も上がる場合がございます。

この収入につきましては、本年度の報告が義務づけられておりますので、これが条例で定めた基準となる金額を超え、収入超過者または高額所得者と認定された場合は、住宅の明渡し努力義務や明渡し請求が生じることとなります。

次に、収入が著しく低額になった場合、特段の事情がある場合において、家賃の減免とか、徴収の猶予ができるものとなっております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） また、光ヶ丘の場合なんですけど、コンクリートのところで。風呂がないために風呂を造るのに増築された物件も数多く見られ、今まではそのまま出ていけばよかったそうです。最近ではそのコンクリートの基礎まで撤去しなければならないようですが、なぜ今まで全ての住宅に義務づけされていなかったのでしょうか。これでは市長の大嫌いな不公平だと、苦情を述べられる入居者が数多くいましたが。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） いろいろなお風呂場を造ったり、模様替え等々についての具体的な方向については、担当課長より説明いたさせます。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） それでは説明させていただきます。

市営住宅の模様替え、また、増築に関しましては、尾鷲市営住宅条例において制限されております。これは原状回復又は撤去が容易な場合において、市長の承認を得たときのみ可能となっております。

その際の条件としては、明渡しの際に自己負担で原状回復又撤去を行うとされており、現在、この条例に基づき指導を行っているところでございます。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 以前はそれがなかったみたいですね。

次に多かったのが、撤去で地面のコンクリートに覆われていた部分からも雑草。コンクリート、全部撤去せよとの指導であるので、コンクリートを撤去したときの雑草の問題。

私が現場を見た時点でも、これはかなりひどかったです。市に何度も電話をするが、対応してくれないとの声も多くありました。今後はきちんと対応してもらいたいとの声もありましたので、そう伝えると申し述べましたが、道路とは違い、市街地の空き家の1軒分の草刈りは、年に1回では少ないのではないのでしょうか。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 説明させていただきます。

前回、中村文子議員の御質問にも、こちらに対しては市長からお答えさせていただきましたが、市営住宅の空き住戸の除草作業につきましては、年2回を目安に、尾鷲市シルバー人材センターに作業を委託して行っているところでございます。

ただし、草の繁茂する時期は作業の繁忙期でもございますので、発注しまして作業完了まで時間を要することがございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 苦情をもらった方にはそのように伝えておきます。

それと、入居者の中には高齢で介護施設に一度入ってしまうと、そのまま帰ってこれない方たちも少なくはなく、住宅の周りは草だらけで、中の荷物もそのままにしていくので、市としても手がつけられない状態になりませんか。

そういう事案に対して、各課、いろんな課でも連携をして、市のほうから一筆いただき、もしそこが空き家になるようであれば、その身内の方が家財道具を一切処分するような手続を、事前にはできないのでしょうか。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） その件について説明させていただきます。

確かに、西川議員の御質問のようなケースはございます。

ただ、市営住宅の入居者に関しましては、保証人の方や御家族の連絡先をこちらで把握しておりますので、長期間、市営住宅に戻れない場合や、そのまま退去となる場合は、こちらから連絡を取り、その方々に対応していただいております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） ぜひ住んでいる方、皆さんに見えるような仕事をやってください。

また、ある地区では、我が家では乗用車は野ざらしであるのに対し、市営住宅の住民は勝手に車庫を建てている。安い賃金で入居しているのに、これは違法建築ではないのかなどの声も聞こえていますが、これも指導できないものでしょうか。

明らかに違法建築ですよ、後から追加で建てるということは。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 説明させていただきます。

先ほどの模様替え、増築の際にも説明させていただきましたが、駐車場の整備につきましても、こちらも同様、尾鷲市営住宅条例において制限されております。

このことから、もしこのような事例があればこちらで確認し、条例に基づき指導させていただきたいと考えています。

以上です。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） これは市営住宅についても空き家についても言えることですが、廃墟化している建物に野良猫が住みつき、繁殖している現状です。

もちろん担当部署が保健所であることは理解していますが、餌を与えている住民とふん尿の被害に遭っている住民とのトラブルもよく相談されますが、担当が保健所だけに、市のほうから被害住民のことを考慮して、もっと強化対策をしていただきたい。

これ以上野良猫を増やさないよう、現在、野良猫の避妊状況は、年間、どの程度進んでいますか。

議長（小川公明議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（湯浅大紀君） それではお答えいたします。

野良猫の餌やりにつきましても、猫がかわいい、かわいそうなどの無責任な理由による餌やりは自活できない猫を増加させ、結果として不幸な猫を増やすことにつながるものと考えております。

また、これらの猫によるふん尿が周辺住民に衛生面での悪影響を与えてしまうことから、本市といたしましては、保健所との連携を密にし、餌やりを行っている当事者に指導を行っております。

それに加えて、餌を与えている野良猫を捕獲し、避妊手術を実施し、元の場所に戻す、いわゆるTNR活動を実施しております。この活動は野良猫を増やさない取組として効果的であり、昨年度は80件、本年度につきましては11月現在で47件実施しており、今後も保健所と連携を図りながら、対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 野良猫を全て駆除してしまうと、今度はネズミが繁殖するという問題もありますけど。輪内は見えていませんが、坂場や倉ノ谷の木造平家は特に優先して、解体、撤去すべきではないでしょうか。

以前に広域ごみ処理施設を小原野に建設すればよいと提案したときに、南海トラフがあれば小原野は被災者の仮設住宅に適しているといったおめでたい元議員がいましたが、坂場や倉ノ谷及び光ヶ丘ならライフラインは整っていますから、今のうちに更地にしておけば、いざそのときが来ても慌てる必要はないと思いますが、何の将来的ビジョンも持たずに特定のハウスメーカーに売却してしまうよりは、健全的な対策ではないでしょうか、市長。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、市営住宅の全体戸数がどうなっていて、今、空き家がどうなっているのか、それについてちょっと御報告させていただきたいと思うんですけども。

現在、市営住宅の全体戸数というのは301戸あります。その中で取壊し済みの分が22戸。現在、管理戸数は279戸となっております。279戸のうち、空き戸数というのは98戸、そのうち入居不可となっているのが78戸、以上です。

ただ、入居不可とした住宅の中には、複数戸連なった長屋状の住宅もあります。そのうち一戸でも入居者がいる場合は、ほかの空き住宅であっても取り壊すことができないため、全て空き住宅となった後に取壊しを進めてまいりたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） その点は、市長、私でも分かるんですよ。長屋なら一人でも住んでおいたら取り壊せない。その後の問題を聞いておるんです。

そこをもしものときの被災者の二次避難場所、仮設住宅、それに利用できるよ

うに、今のうちから、できるところから始めませんか。避難所の宅地用として始められませんかということをお聞きしておるんです。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 現在の尾鷲市の応急仮設住宅の建設予定地については、まず第一に、地域防災計画、これにおいて、災害の状況において選定するという事になっております。

そういった中で、現時点では、小原野市有地を応急仮設住宅建設用地として、まず確保していると。ほかの分についてはどういう使い勝手になるか、要するに、市営住宅を撤去した場合にどういう使い勝手になるかということについては、今後検討はしていきたいと。

先ほど申しましたように、一個でもやっぱりそのところに住居者がいれば、それは取り壊すことはできないと、こういう形で現在でもずーっと進んでおりますので、その辺のところは十分御理解いただきたいと思っております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 僕が言いたいのは、小原野にはライフラインがないんですよ。それをもし災害のときに全国が被災に遭えば、ライフラインの材料が足りません。水道も電気も。

それだから市営住宅を取り壊して、土地のない尾鷲では準備を進めないかという提案をしておるだけなんですよ、市長。やれと言っておるわけじゃないんですよ。こういうこともできますよと。あそこではライフラインが来ていますよと。

わざわざ小原野に仮設住宅を建てて、ライフラインがないのに、それ、住めませんよね。そのところだけ、勘違いしないでください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） それは十分存じ上げてございます。

ただ、小原野の場合には、たしか2万平米ぐらいの土地があり、それを有効利用するという事で、今年の2月の防災会議において、小原野用地を要するに確保するという事を、一応、決定していただきました。

当然のことながら、市営住宅、どこの部分を撤去するのかどうかということについては、現在、入居者もいる関係で、どの部分を撤去するということは言えません。

その方がもし住居を要するに立ち退いたときには、その分については、西川議員のおっしゃっている、そういうことも十分踏まえながら、検討はしていきたい

と、このように思っております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 次に、空き家対策についてですが、現在の危険空き家の撤去状況は、中井町の撤去以来、どの程度の進捗状況でしょうか。また、次の行政代執行の候補の危険空き家などの候補地があれば、教えていただきたい。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 一応、危険空き家につきましては、行政常任委員会とか、いろんな形の中で御報告はさせていただいておりますけれども、これも一番直近では令和4年、3年前の5月に行政常任委員会でお示ししましたんですけれども、今、Dランクと判定されている空き家については81件ございます。議員がおっしゃる中井町の特定空家を含めて、現在までに16件、これが撤去済みとなっております。

今後につきましては、所有者の財産はやはり所有者本人が適正に管理をするという、こういう方針を継続して、空き家対策に取り組んでまいりますので、現状では、市が行政代執行による危険空き家を除去するという予定はしておりません。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） ですが、市長、相変わらず市民の皆さんからの声では、近隣に住む市民の方だけではなく、野地町の旧遊技場の危険の苦情をよく問われます。

確かに通行者や車両が落下物により被害を受けた場合は所有者との話し合いになるのですが、それでは市民個人では無理があり、市が危険と認識しているのであれば、何らかの行政指導はしているのでしょうか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 当然、野地町の旧遊技場につきましては、御存じのとおり、建物の老朽化、あるいは壁や窓の一部が落下するなど、危険な状況となっております。

せんだって、11月ですか、の末に尾鷲市自治連合会の市民懇談会があった場についても、やはりそういう声を聞いておまして、しかし、何とかしたいことはやまやまなんですけれども、あくまでもこれ、所有者の財産権の話になりますので、何度も何度もこの担当、市民サービス課のほうから、幾度となく危険除去の対応を指導しております。

しかし、やはり解体費用の問題などもあり、現状では強い風による被害などで

緊急を要する場合のみ、該当箇所の危険除去を所有者に行っていただいているという状況でございます。

尾鷲市としてはどうあれをするのかということにつきましては、ただそれを取り壊す、尾鷲市の行政代執行的なことで取り壊すということは、現在は考えておりません。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） じゃ、毎回、指導はその都度して、対応しているということでもよろしいんですね。

しかし、現地を見る限り、これといった進展は何も感じられません。尾鷲市は箱物行政には力を入れますが、市民の安全には無関心ですし、建物の規模を見る限り、行政代執行はとても無理でしょう。これは私も分かります。

それならば、次の話合いの場で、取りあえず今落下するような、落下したり飛散するようなものだけでも取り除いてもらえるように、これは次の交渉のときにきちっとやっていただきたいと思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員おっしゃるとおり、当然のことだと思います。現在でも所有者に対しまして、先日も市民サービス課のほうから、危険箇所の除去など、適正管理をきちんとやってくださいと、そういう依頼をしておりますけれども、今後の指導におきましては、飛散のおそれがある箇所の除去、あるいはむき出しになっている部分の飛散防止措置など、事前の対策を含めた形で市民の安全が確保できるように粘り強く指導してまいりたいと、このように思っております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 特に空き家においては、須賀利や輪内地区を見る限り、あそこは通路が狭いですね。私も仕事をやっていて、地震で恐怖を感じたことがありました。もし南海トラフの巨大地震による倒壊や……。

こんな火災の危険性が高く、津波の前に地震でかなりの市民の避難が困難となると安易に予測ができることから、早急に家主との交渉を進めていただきたい。

というのは、道が狭かったら、津波が来るまで避難できませんよね。だから、今現在頑張ってくれているのは分かるんですけど、もっともっと頑張って、解体手続をしてもらえるような交渉をしていただきたい。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員おっしゃっていますように、要するに須賀利を、ここから

梶賀、特にこの周辺市街地とっているんですけれども、ここにつきましては住宅の密集により、地震や火災、この被害が大きくなることは危惧しております。

このような空き家所有者に対しましても、空き家を放置することが災害とか、あるいは津波の大被害になる、それが拡大につながるということは理解しておりますので、あくまでも所有者としての責任を持った対策を早急に実施していただくよう、もう先ほども申しましたけれども、粘り強く交渉して、時には指導もしていかなきゃならないと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 今、市長がおっしゃられたように、以前の私の質問に対しても、市長は基本、空き家の撤去については所有者が行うものであると答弁してくれたことが記憶にありますね。私も全くそのとおりだと思います。

では、老朽化が進んで住めなくなった市営住宅の解体、撤去、今度は逆に、市に責任があるんじゃないでしょうか。さきの委員会で私が後戻りをするのかと尋ねたときに、顔を真っ赤にして後戻りはしないと憤慨していましたが、ならば、先を見据えて、近く発生するであろうとされる南海トラフに備えて、老朽化で廃止されている市が管理する市営住宅の撤去できるところ、あるんですよ。一区画、もうすっかり誰も住んでいないところ。そういうところから始めてみてはどうでしょう。

市長のやりたい10の大型事業の、少しでも削り、いざというときにすぐ避難住宅を建てられる用地として、それはどうでしょうか、市長。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 原則は、その市営住宅に一戸でも入居者がいるときには、これは撤去できません。

ただ、それについてこちらのほうへ移っていただけませんかとか、そういう形のは、一応、建設課なり、市民サ……、これは建設課のほうになるんですけれども、そのお願いに上がっております。これは事実でございます。

ただ、現状は、これは市営住宅全体として、例えば1人しかいないとか、2人しかいないとか、人数が少ない場合もある。そのときには要するに、撤去はできません。それがほとんどなんですよね。

ですから、その分については、要するに、お住まいの住民の方にこちらのほうにお住まいいただくと。これも粘り強く交渉するという形でないと。今の場合に早く出ていきなさいということは、我々としては言えませんから。その辺のとこ

ろは十分配慮しながら、相手方と交渉していった。

その場合に、市営住宅そのものがゼロになった場合には、それは、我々としてはその用途としては、基本的には一応撤去して、更地にして、いろんな用途に使いたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 市長、何遍も同じ答弁しないでください。意図は分かっていますから。それ、全くないところもあるから言っておるんですよ。

今現在、公共工事目に見えて少なくなり、少しずつでも解体工事として発注すれば、Bランク、Cランクの業者さんも仕事が増えて、経済的にも少しは楽になり、喜ばれるのではないのでしょうか。特定のAランクの業者さんしか参加できない大型事業ばかりでは、規模の小さな業者さんたちは疲弊してしまいます。そういう解体工事でも、少しずつでも。

倉ノ谷なんて、1画、もう全て空き家でしたよ。確かに一人も住んでいませんでした。私は見てきました。だから、市のB、Cランクの方が少しでもしのげるように、地元業者育成のためにも、そこをちょっとやってもらったら、ウィン・ウィンにはなりませんか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 解体工事は個別の、要するに公共施設の個別事業の計画において、まずは教員住宅で今空き家になっている部分を全部解体しよう。

たしか私の記憶では、九鬼とか、いろんなところ、何か所か、担当のほうに聞いていただいたら分かるんですけども、そういう解体工事もやっているということは、御承知おき願いたい。

結構やっていますよ、解体工事については。教員住宅をまずやりましょうということで。

先ほど申しましたように、あれについては、やはりある程度まとまらないと。要するに、事業というものも、やっぱり採算性の問題とか、経費高の問題、いろいろあります。

その辺のところは十分あれしながら、まず、やはり市営住宅の空き家になったところについては、その方向で考えていきたいと思っております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 僕は地元業者の育成を訴えたかったんですけど、割と……。

次、市長の施策について言いますが、市長の推し進める10の大型事業のう

ち、体育館と中央公民館の耐震補強工事の入札参加 J V がなく、不調に終わりましたね。しかも入札の前日に辞退って、今までありましたか。

物価の高騰は今に始まったことではなく、設計段階のときから分かっていたことですから、物価高騰での不参加は理由になりません。当時から物価、もうあったはずですから、どうでしょうか。

議長（小川公明議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 先ほどの J V 工事において入札の前日に辞退、過去あったかということなんですけれども、過去、J V 工事において、前日に辞退されて不調になったという工事はなかったと思います。

以上です。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2 番（西川守哉議員） だけど、工事はもう進めなきゃいけませんよね。これ、どうやってやっていくのか、考え直さなければいけないねと思うんですけど。図面はもう出来上がっているのですから、今後どのような入札方式になるのかを教えてください。

予定価格を上げて再入札なんていうことはやめてくださいね。そうでないと、事業自体が業者の言い値になってしまいますからね。

例えば、入札業者の募集地域を広げるとかは、これ、できないんでしょうか。

議長（小川公明議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 今おっしゃられたとおり、今回の建築工事の J V における地元業者の構成員数というのは非常に少ない状況にあります。これは認識しておりますけれども、本市といたしましては、先ほども議員おっしゃられたように、地元の業者の技術力の維持とかという、経済の活性化、こういったことが最重要課題でございますので、今のところ、構成員を他市町に広げるということは考えておりません。できる限り今後も、地元業者の活用に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2 番（西川守哉議員） 市長は以前、10億で業者に依頼していると発言していましたが、私が絶対に10億では無理だと意見具申したことは、市長は記憶にありますか。結局、私が言ったような結果になってしまいましたね。こんなもの、事業をやっておる業者から見たら、10億でなんてできるわけがないんですよ。

さて、これから10億円の予算でどのような工夫をして、工事を進めていくのでしょうか。この予算でもI s 値0.75を確保できるとの設計ですから、建て替え派の私としては、興味を持って市長の手腕を拝見させていただきます。

工事費を上げるなんていうことは誰でもできる対応ですから、そこ、履き違えないでください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、今回、入札の不調に終わった大きな要因というのは、我々としても発注者が設定する予定価格、企業が見積もる実勢価格とこの差があったということは、これはこういう話ですよ。だから、我々としては要するに、それをきちんと見積もるような、実勢価格をきちんとやるというような、そこに乖離があったと。

特に、今回、費用もいろいろ明らかなんですけども、これだけ建設工事が資材コストの比率が高い価格変動の影響を受けて、本当に加速度的なコスト上昇になっております。そういう形で、企業側としてはそのリスクを懸念して、応札を見送ったんじゃないかなというような、そういう思いです。

ですから、今後どうしていくのかというような話については、実勢価格と予定価格、この企業が見積もる実勢価格と我々が出した予定価格とのその乖離をどうやって埋めていくのかということも、要するに今現在、設計者と共に分析を行っているところでございますので、御理解ください。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） だから、私は言っておったじゃないですか。私も一応、元プロですから、そんなもの、できるわけないと思っておったんですけど、市長は言い切りましたよね、10億でできるって。

私がいつも思うのは、市長の施策は強引かつファシズム的だと思うのですが、議会や委員会においても自分の意にそぐわない議員の意見には異常に興奮し、答弁に答えられない課長には言うたれ言うたれと興奮して、聞いてもいないのに自分から横から口を挟んでくるし、自分の間違いがあっても、心の籠もった謝罪はしない。

市長、これ、ユーチューブで放送されているので、もう少し慎んでいただかないと。恫喝ばかりしていると、もしものときにはクラレッタのスカートのように、どの職員もやってはくれませんよ。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、今回の体育文化会館、そして中央公民館の、要するに耐震と長寿命化については、当初、設計段階に入らる中で、大体、大枠の概要をあれした中で、どれくらいでいけるかという話からスタートしているわけですね。

その話の中では、一応、10億ぐらいでいけますねという、そういう報告を受けて、それで、やっぱり10億であると。我々としても10億……。10億というのは、その当時は正しかったと思います。

しかし、その後、毎年毎年、やっぱりこれだけ物価高騰、特に、資材高騰の比率が非常に高いような、こういう部分をもっと加速度的に値上がりしていると。そういった中で、今回、10億6,900万という形で、一応、入札価格といいますか、予定価格、これをあれしたと。

これも我々としても、やっぱり市民の税金を使っているんですから絞り込んだ中で、いかにしてこれだけでいけるかということで、10億6,900万という数字を出して、そして、予定価格としたと。これが事実なんですね。

それが要するに企業側としてのこの実勢価格と合わなかった。それじゃ、これをどうやってやっていくのかということについては、先ほども申しましたように、設計者と共に考えながら、やはり企業側ときちんと交渉はしていかなきゃならないと。

その金額がどういう形になるかということについては、現在ではまだ不明でございましてけれども、それをきちんとやっていきたいと思っております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 質問と答弁の内容が全く食い違っています。

（発言する者あり）

2番（西川守哉議員） 私語は慎んでください。私の時間です。

自分の持っている政治姿勢以外には、市民のためになると思われる提案を自分の嫌いな議員が進言しても聞く耳を持たない。

そのよい例が地籍調査です。以前に中村レイ議員が何度も進言していた地籍調査を今になって行い始めましたね。その当時から行っていれば、100%、国が負担してくれていましたが、現在は70%しか出してくれません。

自分の判断の誤りと意地でもつたいないとは思いませんか。これからの残りの30%ほどの財源から捻出されるんでしょうか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 地籍調査の話については、これは建設課が行っている事業なん

ですけれども、平成17年からずーっと始まって、坂場、賀田、古江、曾根、天満、現在は港町、中井町と。

この事業というのは、特に尾鷲というのは、公図が非常に混乱したり、あるいは公図が不在していたり、大変時間がかかるというような状況の中で、一つ一つきちんとやっていることは事実でございます。

そして、地籍調査の話については、その費用がどうなっているのかといいますと、はっきり申し上げますと、現在、地籍調査の補助事業につきましては、国の補助が50%、そして県からの補助が25%、その差し引いた金額の25%が尾鷲市の負担なんです。

しかし、25%のうち特別交付税措置というのがこれの中で80%つきますから、実質負担額は事業費、経費のあれなので5%です。

こういう形の中で、一応、地籍調査の事業補助率というのはありますので、30%を持っているわけじゃないんです。実質は、事業経費の5%でございます。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 分かりやすく説明しますと、以前も申し上げましたが、国市浜公園などは、もう議会に提出された時点で呼び名が決まっていたね。

市民の憩いの場を目的とするのであれば、せめてネーミングぐらいは、市民の皆さんや子供たちからの公募を募ればよかったのではないのでしょうか。お隣の始神テラスや、たしかアクアステーションなども公募ではありませんでしたか。

そういうところからしても、市民の意見を聴こうとしているようには見えません。早急に火力跡地の野球場を造りたかった焦りが見えましたね。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 国市浜公園というのは都市計画上の名前だと思います。要するに、ネーミングの公募ということについては、私もまだ今、お答えするのは不確かなんですけれども。当然のことながら、考えられるのは、あの野球場をどうするのか、このネーミングをどうするのかということは、やはり我々も頭の中に入れておかなきゃならない。

全体をあそこ、本当に「国市浜公園」というような形でネーミングをするのかということについても、私は都市計画上の名前で「国市浜公園」というような形だったものですから、それについてはちょっとこちらのほうで預からせていただきたい。場合によっては市民公募をするという。

あくまでも、要するに先ほどの、誤解のないようにしていただきたいんですけ

れども、当初、中部電力の跡地が一度更地になった場合に、皆様方、この更地になった部分をどういうふうな仕様勝手にしますかというアンケート調査をかなりいただいたんですね。その中で精査したのが今の現状なんです。これを御理解いただきたいと思います。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 僕の聞いておることとちょっと違うんですけど。

次に、夢古道の湯についてですが、さきの管内視察で夢古道の湯に行ったときに、玄関入り口にはタトゥーや入れ墨の入っている方の入場のお断りの看板がありました。

これ、濱田一多朗課長が大変興奮して僕に口論してきましたが、しかし、市長はハーレーイベントの折に、特別にとの理由で入浴を許可してしまいましたね。それもシャトルバスまで出して、その挙げ句にレジオネラ菌で休館する。

一方で、古道の湯は市民が楽しみにしている、休館すれば市民が落胆するとか、言っているのが矛盾していませんか。ルールや規制は何のためにあるのでしょうか。何でもかんでも特別が多過ぎませんか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この状況はたしか2年前、2年前でしたか、この前開催しましたバイブズミーティング、このときに2泊3日のスケジュールで、本当に全国からたくさんの方々が、要するに中部電力の発電所のところにお集まりいただいたと。

そういった中で、夢古道の湯の入浴数をやはり我々としては増加、これにつなげるべく、入れ墨のある方が入浴される場合は、指定管理者と協議の上で、入浴時間延長による、一般入浴客と入浴時間を分けて対応する、あるいはタトゥーを隠すためのシールの活用など、一定のルールを設けた上で、当時、入浴を認めたものであると。そういう、確かにこうなっています。

それをどういうふうにしていくのかということについても、要するに、今までの入れ墨云々というような話についても、全国的にやっぱりその雰囲気は変わってきているわけなんですよ。特に、インバウンド需要というものが非常に多いです。

こういった需要の高まりによって、まず、国において、タトゥー、入れ墨です、タトゥーがある外国人旅行者の入浴に関する対応として、入れ墨をしていることのみをもって、入浴を拒否することは適切でないと、こういう指針が出ているわ

けなんです。その指針に従った形で。

それで、もう一つは、他市町の運営状況、これがどうなっているのかということとは確認した上で、指定管理者とその対応を協議してまいりたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 今、確かに市長がおっしゃられたように、私も独自で調べた結果なので一概には言えませんが、他のほとんどの温浴施設では入れ墨の方は入浴はできませんが、インバウンドの影響などもあり、またこれ、時代の流れかもしれませんが、最近では入浴を許可した施設も何か所かあるようです。調べました。いずれも一般入浴客の数は減少したそうです、市長。

もし指定管理業者から入れ墨客の入浴の許可を求められた場合、市長はどのように対応されますか。市長にそのような権限があるかどうかは分かりませんが、市長は尾鷲唯一の市民の憩いの温浴施設と発言していますから。

というのは、ある指定管理者の有識者の中にも入れ墨を入れている方がいますよね。その方も尾鷲市民ですが、特別にとは言えませんよ。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） そういった場合には、当然、指定管理者のほうから行政の首長のほうにそういう、要するに、要請状というのか、要望書というのは出てくると思うんですけれどもね。

例えば、我々が調べた中で、津にあります津市指定管理施設の「榊原温泉 湯の瀬」というところがございまして、入れ墨（タトゥー）入浴について、入れ墨、昔のようなそういう公序良俗といいますか、そういったもののあれが非常に昔は強かったんですけれども、現状では、おしゃれタトゥーやインバウンド客など、時代に合わせた対応をしている。全身でもオーケーという。そして、津市との協議でも、省庁からの情報もあり、特に否定的ではなかったと。入浴者から意見はあるものの、大きなトラブルはないと。

こういう状況も伺っておりますので、その辺のところも十分踏まえながら、指定管理者からそういう要望なり申請なりが出た場合には、私もその辺のところは前向きに考えたいと思っております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） 壇上でも少し聞きましたが、交友関係は市長ですから、多くの人と接する機会があることは当然であると思います。

ですが、夢古道の指定管理者が当時2者あったと言われましたが、まだ決まってもいないのに、次の指定管理者候補の事業者とのゴルフはいかなものでしょうか。

まだ議会承認もされていない中、次の候補者から見れば、接待ゴルフと取られても仕方ありませんね。どうですか、市長。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この話は以前からずっと、交友関係を深めるためにやっております。接待ゴルフなんか、一切、私はございません。特にまた、ゴルフをするにしても、自分の少ない休みの中の1日を取って、日曜日の日ゴルフをしていると。それも要するに年に1回やっていると。この辺でございますので。

以前にどうの、指定管理者の前云々というのは、確かにそれ以前からいろいろやっていますから、一切、それは交友関係の中の一つであると私は認識しております。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） もう一つの候補者の方とはゴルフは行かれましたか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） いや、私はもう一つのあれについては存じ上げてございません。

議長（小川公明議員） 西川議員。

2番（西川守哉議員） じゃ、行かれていないということは、交友関係をつくろうとしていないんじゃないですか。それで、もっと……。

もう時間がないもんで最後になりますけど、最後に、私が以前、国民保護法がある国政に関わる人から地方議会からも声を上げてほしいと頼まれて、一般質問で某国の弾道ミサイルについて質問したときに、議長を含め、誰も国民保護法を知らずに、「Jアラートだけで逃げ切りましたが、今月の広報おわせについて、やっと『国民保護』を知ろう！」と記載されましたね。

私が質問したのはかなり前の議会であり、そのとき皆さんも国防のことすら知らず、私の質問に対して笑っていましたが、今となっては広報おわせに掲載するのは、自分たちのよい恥さらしですね。答弁は恥ずかしいでしょうから要りません。

以上で一般質問を終わります。

議長（小川公明議員） ここで一般質問準備のため、休憩をいたします。再開は11時20分からといたします。

〔休憩 午前11時08分〕

〔再開 午前 11 時 19 分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、5 番、佐々木康次議員。

〔5 番（佐々木康次議員）登壇〕

5 番（佐々木康次議員） おはようございます。

6 月に議員になりまして、7 月の例会、9 月の例会、12 月の例会と 3 回目の例会となりますが、本日で 2 回目の大トリになります。皆さん、よろしくお願ひします。

時報は中断されないように頑張つて終わりたいんですが、越えてしまいましたら、よろしくお願ひします。

今回、12 月 22 日で田中教育長が任期満了にて退任されるということで、本当に厳しい教育環境の中、重責を全うされ、大変お疲れさまでした。

田中教育長は私も関わる子育て関係 5 課の子育て H A P P Y D A Y のイベントには毎回顔を出していただき、子供の居場所づくりにもたくさんの御協力をしていただき、重ねてお礼を申し上げます。

今、学校、社会、家庭教育で様々な課題が山積しております。田中教育長の今までの経験から、今後とも尾鷲市への協力をよろしくお願ひいたします。

通告に従い一般質問させていただきます。

一つ目の質問は、10 月から販売されたプレミアム商品券について。

11 月 30 日で販売が終了されましたが、市長が目標に掲げた 75% に対して、結果はどうなりましたでしょうか。

それと、二つ目の質問は、体育文化会館・中央公民館改修についてです。

この件について質問を準備した後、入札参加がなく、完成予定も遅れることが予想される中、今後の予定と、この施設の改修完成後の目指す姿、思いを聞かせてください。先ほど西川議員の質問とかぶる部分については省いていただいて結構です。

壇上からは以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、佐々木議員の御質問に対し、順次お答え申し上げます。

まず、尾鷲市プレミアム付商品券についてであります。

本事業につきましては、物価高騰の影響を受けております市民の皆様の生活を応援するということが第一、そして、それを応援するとともに市内の消費拡大を促して、そして、地域経済の活性化を図ることを目的に、議員おっしゃっていますように、本年10月1日から始まりまして11月30日のこの2か月間で販売を終了いたしました。

販売率の目標につきましては、過去の実績を鑑みまして75%に設定して取り組んだわけでございますけれども、その販売率は残念ながら、目標を下回る72.36%になっております。

そして、要するに、この買上げ数につきましては1万1,071、目標数から404冊足らなくて、全体からは4,200冊弱残ったというわけでございます。これが1回目の回答でございます。

次に、体育文化会館、中央公民館の改修についてであります。

まずもって、今回の入札結果が不調となったことは非常に残念でありますとともに、各施設のリニューアルを心待ちにされておりました市民の皆様大変申し訳なく存じております。

このような結果となりましたのは、まず、全国的な傾向として、物価高騰、あるいは従業員不足などの影響、そして公共事業に対する民間事業者の受け止め方が変化したと、こういうことが理由となり、近年では、全国の自治体が行う大型事業においては、同様の事例が多く生じております。

今回、入札不調となったことで、体育文化会館、図書館、中央公民館の耐震・長寿命化、複合化の完成時期が後ろ倒しとならざるを得なくなりましたが、一日も早く改修を実現するよう、関係各課に指示いたしております。そして、今後の対応について検討をさせているところでございます。

改修完成後の施設に対する私の思いといたしましては、今回、議案として提出しております組織の見直しにおける課名の変更、これは「生涯学習課」から「文化スポーツ振興課」、こういうふうはこの振興課においても表しております。

特にこの図書館、中央公民館につきましては、本市の文化振興の中核施設でございます。これになろうとしています。そして、体育文化会館においては、スポーツ振興の中核施設であると。こういうふうな形で、文化スポーツ活動の充実を通じて尾鷲のまちを元気にし、ひいては交流人口の拡大につなげていく施設であると、私自身は考えております。

また、新図書館につきましては、親子連れから、そして高齢者に至るまで、い

つでも気軽に立ち寄ることができ、読書を楽しむとともに、ゆっくりとくつろいでいただくと、こういうことができる市民のリビングルームとして、そして、中央公民館は、天候、雨の話、あるいは気候、暑さ、寒さ、こういうふうな形に左右されずに、子供や子育て世代が楽しく安全安心に過ごすことができる「こどものリビングルーム」をコンセプトとして、整備を進めているものであります。

これらの思いやコンセプトは、首尾一貫して今後も変えるつもりはございません。その実現に向けて、最良の対応を進めてまいりたい、このように考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 佐々木議員。

5 番（佐々木康次議員） ありがとうございます。

それでは、プレミアム商品券についての質問からさせていただきたいと思えます。

もし11月末の販売した分に関しての利用率が分かれば教えていただきたいと思えます。それと、市長は75%の販売率を目標に、販売率を上げるために取り組んだことに対して、効果はありましたでしょうか。その点についてお聞きすると、もう一つ、販売率が伸びなかった原因は何かとお考えでしょうか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 利用率の場合につきましてはこれからでございますので、2月末までに、要するにいろいろと御利用していただくような形で、10月1日から2月末までが期限でございます。まだまだ時間があると思えます。現在の利用率については私はまだ知りませんので、分かれば商工観光課長のほうからお答えさせていただきます。

今回のプレミアム付商品券の販売率を上げるための取組といたしましては、まず、市広報の9月号、そして、市ホームページの掲載、そして、販売期間の初期、中期、終了間際でのエリアワンセグ放送の実施、公式SNSへの投稿、そして、地元新聞への掲載などにより、広く市民の皆様へ周知をさせていただくとともに、高齢者向け施設を利用されている皆様への周知を図るがために、新たに商品券事業のポスター掲示を依頼させていただいたと。

そして、各コミュニティーセンターでの出張販売なんですけれども、これも行いました。尾鷲商工会議所、そして市内にある紀北信用金庫3店舗、ここでの販売のほか、土日祝日でも対応可能な常設販売所、これを新たに開設して、尾鷲観

光物産協会を追加することで、より商品券を御購入いただきやすい環境を整えてきたと思っております。

さらには、尾鷲よいとこスタンプ会が商品券事業実施期間に合わせて、スタンプ2倍キャンペーン、これを実施していただいていることなど、民間団体からの商品券事業への、この後押しをしていただいたと思っております。

先ほど述べさせていただきましたが、今回の販売実績は72.36%で、目標値の75%には届きませんでした。先ほど詳しい数字を入れて説明させていただいたんですけれども。

今回については、コロナ禍以降、複数回実施してきた商品券事業の中で、プレミアム率50%があった令和2年のときには、今回は30%なんですけど、77.5%あったと。その販売実績に次ぐ販売率となったわけでございます。

この結果を見る限り、今回の販売率向上のための取組は、目標数値は行かなかったものの、一定の成果があったものと考えております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 商工観光課長。

商工観光課長（濱田一多朗君） それではお答えします。

先ほど佐々木議員が御質問なられました利用状況につきましては、現時点でまだ報告は受けておりませんので、やっぱり利用状況もまた見せていただいて、今後の同事業の推進に利用、活用させていただきたいと思っております。

議長（小川公明議員） 佐々木議員。

5番（佐々木康次議員） プレミアム商品券が過去、販売されたときに、最初のやっぱり1か月、2か月で利用率がかなり高かったわけですね。その結果がまた2月でまとまれば、分かると思うんですが、私も実際にお店の方々に話を聞きに回りましたが、ここ、2週間ほど前から。前回や今までより商品券の利用が少ないとの声が多いのが事実でした。また、物価高など、消費が低迷し、来店も少なく、厳しい状況が続いているという声も多いです。

よく声に上がったのが、「1人1冊なので、ほとんどスーパーへ流れているのではないか。」「物価高もあり、日常の食料品などに使用されているんやろかな。」「今までもスーパーの比率が高かったのに、今回はさらに高いんじゃないか。」というような意見も聞きました。

しかし、よい例といたしまして、先ほど市長がおっしゃいましたが、よいとこスタンプ会の2倍セール、併用しております。

それとともにスタンプ会独自の事業として、10月1日から11月30日まで、尾鷲市出身の3人のプロ野球選手を応援するメッセージ、「三重のよろこび！みんなで応援スタンプラリー2」というのは、昨日ぐらいに新聞にも載りましたが、418名の応募があり、昨年より約200枚多く集まりました。

たくさんの温かい心の籠もったメッセージをいただき、改めて市民の方々が尾鷲出身の野球選手を応援しているという思いを感じました。これは3店回ってお買物をして、スタンプをいただくので、全体で1,254店回ったことになり、お買物していただいたということで、少しは消費喚起につながったと思われます。

これはプレミアム商品券事業との相乗効果の可能性もあり、昨年は商品券事業がなかったので単独でやったんですが、相乗効果があった可能性もあり、今年、プレミアム商品券を取り上げていただいた市長には感謝いたします。

ただ、今回も約3割近く残った商品券を、今後、商品券事業を行う場合、再販売することを前も提案しましたが、今後する場合、お考えは変わりないでしょうか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の購入率が30%弱購入をされていない方、これは事実でございます。そういった場合に再販の有無についてですけれども。

確かに、これ、1万3,000円ですから、例えばこの30%ということは、住民登録している方が、これもあれなんですけど、1万5,300人で、この30%、30%だったら5,000冊ぐらいになると思うんですよ。5,000冊売れ残れば、要するに消費喚起については、この5,000掛ける1万3,000円で、大体6,500万円ぐらいの経済効果が見込まれないという、こういう結果になったんですけれども、議員御提案のこの再販売については、前回でも答弁いたしましたけれども、それと同様に、今回のプレミアム付商品券事業では、実施する予定はありませんが、今後のこともありますので、まずはやっぱり2月末までの商品券の利用状況を検証した上で、また、議員の御提案を踏まえまして、引き続き今後の商品券事業の在り方、もっとこれを深掘りしながら、検討する必要があるんじゃないかと思っておりますので、それは今後の課題として考えさせていただきたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 佐々木議員。

5番（佐々木康次議員） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

前回、再販売した際に、往復はがきで抽せん、その後、抽せん漏れの方からの

クレーム、それに労力やコスト面などを考えると、難しいというようなこともお聞きしましたが、そこをクリアするような形で、再販売のほうも検討していただきたいと思います。

先ほど市長がおっしゃられたように、30%弱売れ残ると、その額は本当に6,500万円ぐらい無駄になってしまいます。ただ、市民は商品券を利用する際に額面を使うわけじゃなく、それ以上の買物をされるわけですね。

そうすると、やはり6,500万円じゃなくて、1億や1億5,000万という市場規模の金額が消費に回るということが考えられますので、今後、2月末の使用期間終了後に結果がまとまると思いますが、次の対策につながるようぜひ期待しています。よろしくをお願いします。

次に、政府の総合経済対策が発表されてきておりますが、その中の重点地方支援交付金について、今現在の尾鷲市の方針などありましたら、お願いします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 政府が今考えております重点支援地方交付金、非常に私も期待はしております。

そういった中で、重点支援地方交付金については、今現状の物価高の影響、これを受けた生活者や事業者を支援するために創設されたもので、国から自治体への交付金であり、各自治体が地域の実情に応じて実施できる推奨事業として活用されていると。だから、要するに、自治体自身が、枠にはまった形はあるけれども、ある程度自由に使えると、こんな交付金なんです。

本市ではこれまで、今回のプレミアム付商品券、この事業のほか、あるいは小中学校における学校給食の無償化、あるいは水道基本料金の減免、こういった形で活用してきたわけですが、議員が御存じのとおり、現在、国において「強い経済」を実現する総合経済対策の一つとして、本交付金の拡充に向け、総額2兆円、ほぼ決まるんじゃないかなと、あと1週間ぐらいあったら決まるんじゃないかなと思うんですけれども、総額2兆円となる補正予算が国会で審議されていると。

今後はその予算成立を見込んだ上で、本市への交付金や、国のこの制度要綱、これが、情報が収集しておりますので、やっぱりきちんといろいろ情報収集するとともに、プレミアム付商品券事業をはじめとして、これまで実施した事業の効果検証を行うなど、物価高騰が進む日々の中で、より多くの皆様に役立てていただけるように効果的な交付金の活用策を検討していきたいと、このように考えて

おります。

だから、2兆円に対してどれぐらいの金額になるかということも一応考えながら、それに対する事業としてこの交付金を充てながら、基本的には市民の皆様が喜んでいただける、一方では地域経済を活性化する、こういうことも含めながら十分検討しながら、それがある程度の方向性が決まれば、議会のほうに報告させていただきたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 佐々木議員。

5番（佐々木康次議員） 今、物価高等もあり、市民も事業者も非常に厳しい状況が続いております。8月末には商店街の食品の店も閉店しました。11月中旬には長く続いていた飲食店も閉店しました。店舗に状況を聞き取りする中で、どんどん店がなくなる、尾鷲はどうなっていくんやろう、どうにかしてほしいという声もたくさん上がっています。

昨年からの急激な物価高に加え、11月21日から最低賃金の上昇。市民も事業者も大変な状況が続いております。地元で営業していると、原材料費の高騰、人件費の上昇などをなかなか価格に転嫁できないという声も聞きます。価格を物価上昇に合わせて上げると、さらに客離れが起きるので不安などの声も聞きます。

そのようなこともありますので、ぜひこの2兆円を有効的に使っていただき、本当に市民も、事業者も、尾鷲全体の人が喜ぶような形で、少しでも明るく元気になるような対策をお願いしたいと思いますので、また一緒に考えさせてください。よろしく申し上げます。

続きまして、体育文化会館と中央公民館の改修についてでございますが、体育文化会館と中央公民館の改修計画が具体化してきた中、10月のクローズアップ現代で、「にぎわう図書館、地域再生の起爆剤に」として番組が取り上げられておりました。

また、議会報告会でその番組を見た方から、尾鷲市の図書館についての質問もありました。耐震・長寿命化が目的の改修ですが、私はせつかくの大型事業ですので、このまちの集客交流の場所として生かすべきだと考えます。

番組の内容としましては、今までは「文化・教養型の図書館」が中心で、これからは「課題解決型の図書館」を目指そうということが21世紀に入ってから増えてきました。図書館には普通の書店にはない資料、コンテンツがあります。国の交付金、補助金を活用した図書館は、この10年で100館以上できており、まちのにぎわい創出、課題解決を目的として、図書館を増やしてきました。それ

それぞれの図書館がほかの施設との違いを明確にし、繰り返し来ていただける仕組みをつくり出しています。

その例として幾つか紹介されていました。

石川県の図書館では、年間100万人以上の利用者がある。

岐阜市の市立中央図書館は、おしゃべりオーケー、親子連れ殺到、来館者が市民の10倍訪れるようになり、その岐阜市立図書館を中核に、「みんなの森 ぎふメディアコスモス」はリニューアル後、年間135万人、市の人口の3倍が来館しています。

おしゃべりオーケー、「Book Book 交歓会」など市民参加で行い、子供たちのラジオ番組収録など、本の貸し借りの場所から人の出会いや集いの場所づくりをしていき、老若男女の集う場所になっています。中高生が意見、悩みを届ける掲示板は、これまで2,000通を超えています。

また、札幌市の図書・情報館では、働く人のニーズに合った、ビジネスを中心に運営されています。起業、経営の相談窓口なども設置されています。

岩手の紫波図書館では、農業支援、農業専門誌、地元の農業の魅力を発信しています。農家が10年で3割減少したことから、農家の抱える課題を伝えることを目的として、地域を応援する気持ちを根づかせています。

宮崎県都城市の図書館は、「図書館をまちづくりの起爆剤に」を目的にしています。まちの中心部の老舗デパートが閉店し、空洞化が課題となったため、その跡地に図書館を中心とした複合型施設をオープンしました。

図書館の隣にはカフェ、保健センター、スーパー、ホテル、子供の無料の遊び場など、図書館を中心に人の流れは5倍になったそうです。周辺には100軒以上の店がオープンして、市では、この地域の空き店舗に出店する事業者にも最大500万円の補助を出しているそうです。

高知県佐川町の図書館「さくと」は、イベントから花壇の手入れまで地域の人が運営に関わっています。みんなが集える場所にワークショップなど繰り返しています。

特別に本に興味がなくとも集える場所づくり。地域に関心を持つと意識が変わり、地域を豊かにします。図書館から市民性が深まることに取り組んでいますというような番組内容でした。

そこで、現在の図書館、公民館の1日の平均利用数と年間利用数について教えてください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） さっき佐々木議員がいろいろお話ししていただきました内容につきまして、私も見学に行ったところが一つありまして、それを私も、テレビは見なかったんですけども、全部ネットで調べました。おっしゃるような形のもの、一応、中身で。

まず申し上げたいのは、尾鷲が考えている図書館というものは、コンセプトは一緒です。だけれども、例えば、石川県の図書館なんかというのは150億使っているんですね。岐阜の図書館なんかというのは、当初100億円だったのがどーんと上がって125億円になったり、結構、やっぱり大規模な図書館を造っているというような感想を受けて。確かに、目からうろこの事業規模の、桁が違っております。

しかし、私はその中でも少しでもいろんな機能を取り入れた、身の丈に合った図書館にしたいと思っています。基本的なコンセプトは今回も申し上げておりますが、「市民のリビングルーム」という、これに合致しているんじゃないかなということ、まず冒頭に感想を申し上げさせていただきたいと思っております。

それではお答えいたします。

議員お尋ねの現在の図書館及び中央公民館の1日の平均利用者数と年間利用者数につきましては、具体的には生涯学習課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（世古基次君） それでは説明いたします。

まず、図書館の利用状況であります。過去3年間の年間利用者につきましては、令和4年度は1万6,226人、令和5年度は1万6,054人、令和6年度が1万5,968人であり、それぞれ1日の平均利用者数につきましては、令和4年度は約56人、令和5年度は55人、令和6年度は約55人です。さらに、年度途中ではございますが、今年度の1日平均利用者数につきましては、10月末時点で約56人です。

次に、中央公民館の利用状況であります。過去3年間の年間利用者につきましては、令和4年度には2万1,660人、令和5年度には2万2,323人、令和6年度には2万7,119人であり、それぞれの1日の平均利用者数につきましては、令和4年度は50人、令和5年度は48人、令和6年度は58人です。こちらも年度途中ではございますが、今年度の1日平均利用者数につ

して、10月末時点で47人となっております。

いずれの施設も、コロナ禍におきまして半減した利用者数が、人口減少が進行する中でようやくコロナ禍以前の約7割近くとなった状況でございます。

説明は以上でございます。

議長（小川公明議員） 佐々木議員。

5番（佐々木康次議員） 今の数字を基に、今回予定される、改修される公民館を中心に、体育館と、これをやはりどれだけに持っていくかというまた目標を掲げることも大切だと思います。

先日、私も遅らせながら、10周年を迎えた「みんなの森 ぎふメディアコスモス」へ見学に行ってきました。ここは市の関係者の方も行ってこられた方がたくさんおられると思いますが、私は平日の火曜日に行ってきました。駐車場がいっぱいでびっくりしました。

中には保育園児から、高校生からお年寄りまでたくさんの方がいて、本当ににぎわっていました。ギャラリースペースでは絵画展、オープンスペースでは俳句や書道展、かんがえるスタジオでは保育園児がお弁当を食べながら学習、また、ぎふ古今では岐阜の人の紹介や、その隣には岐阜まち歩きMAPで市内へ誘導するコーナー、館内にあるテーブル、ベンチなどでは、OLや学生がお弁当など飲食をしている人でいっぱいでした。

1階の図書館はガラスで覆われ、静かに過ごせるようになっており、2階は完全に図書館で、たくさんの方が勉強や調べ物をしており、幅広い方がゆったり過ごせる建物空間になっておりました。

また、市役所との間の空間はキッチンカーが10台ほど出ており、館内にもローソンとスタバがあり、ここで休憩する人も多い感じでした。

そこで、規模は違いますが、図書館を通して新たなまちへの集客交流として全国的に取り組んでいます。尾鷲市として改修される予定の体育文化会館の図書館の利用に関して考えや目的について、改めて、先ほど市長は答えされましたが、もう一度お願いいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず御理解いただきたいのは、現状の図書館は、これも議会で報告させていただいたんですけれども、今、三重県には14市がございましてけれども、蔵書にしても図書館の規模というのは、14市中14番目、最下位なんです。これはやっぱり問題があるであろうと。

私は市長になってからこの8年間、いかにして図書館をもっともつとにぎやか
しをもって、市民が集える場所にしたいという思いはございました。特に文化度
を高めるということは、やっぱり尾鷲の成長にもつながることで、逆に文化度が
要するに低くなってきたら、尾鷲の成長というのではないと思っています。やはり
私は文化度というのは非常に大事だと思っております。

だから、まず図書館の充実というものを何とかならないかということを考え続
けてきて、今回、こういう機会があったので、今の状況になっているということ
を御理解いただければと思っています。

私は今の図書館、これからの図書館……。

さっき、21世紀の話、21世紀の図書館の、要するに在り方ということをお
っしゃっていただきましたけれども、私の従来の図書館に対するイメージという
のは、本の貸出しなんですね。貸したり借りたり。これを貸し借りするところで
あって、そして、図書館というのは静かに本を読むところだった。こうであった
わけですね。これが図書館の基本だと思っております。

しかし、近年では、地域住民の交流の場や、イベントスペース、デジタル技術
を活用した情報拠点など、多様な役割を担う図書館が増えきた。卑近な例で、先
ほどおっしゃっていただきましたように、石川県立図書館とか、岐阜市立図書館、
あるいは札幌の図書館、まさしくその方向で進んでいるということは事実でござ
います。その図書館は市民の多様なニーズに応える、開かれたコミュニティ拠点
へと進化しているものと私は認識しているんです。

そういった中、先ほど議員が御紹介もありました「みんなの森 ぎふメディア
コスモス」につきましては、私も3年前、岐阜の図書館、1時間半ぐらいずーっ
と見学させていただきました。まさしく素晴らしいです。その要するに要素と
いうのですか、機能というのを大分頭の中に入れて、今回は多少なりともそれを
取り入れさせていただいたんですけれども、こういう形で岐阜の図書館は、先ほ
どおっしゃったように、岐阜市民の人気を博していると。それ以上、岐阜市人口
以上の来館者があるというお話です。

私が目指します本市の新たな図書館のイメージは、市民のリビングルーム、憩
いの場、そして、子供から高齢者までの多様な人々が集い、交流し、学び合う地
域コミュニティの拠点となるべき施設と考えており、先ほど申し上げましたが、
誰もが気兼ねなくゆったりと過ごせる居場所として機能させたい、このように考
えています。

そのために、現在ある子供コーナーとか、読み聞かせ室とか、個人ブースや郷土資料ルームに加えて、館内中央にはヒノキをイメージしたヒノキの森、このブースを設置するなど、図書館利用者ごとにゾーニングを行うとともに、玄関脇にはラウンジ、あるいはカフェスペースとか、また、南側デッキ部分にはヒノキテラスを設けるなど、本市の身の丈に合った形ではありますが、くつろぎの空間づくりもやりたいと考えております。

また、現段階で具体的なことはあんまり多く申せませんが、不本意とはいえ、運営開始までにお時間をいただくことになりましたことから、新たな図書館で提供できるサービスやコンテンツなどソフト面の充実に向け、この機会を、多少の時間ですけれども、もっと有効に活用しながら、一層地域コミュニティの核となる施設としてやっていきたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 佐々木議員。

5 番（佐々木康次議員） 私もそのように思います。

尾鷲の場合、図書館、体育館、中央公民館、そして、その中にこどものリビングルームも計画されています。スポーツ、読書、文化、市民の活動場所、子供の居場所など、規模は、都市部に、先ほど言われたように小さいですが、ほかにはない提案もできると思います。さらに、隣には中村山というすばらしい公園もあります。そこには天文科学館もあります。

図書館、体育館、中央公民館、中村山、市役所を一つのエリアとして集客交流の場としての発信していくことを考えてはいかがでしょうか。仮称として「中村山の森」として、そこからの尾鷲のまちへの紹介や、店、町なかへの誘導案内、発信もしていき、尾鷲観光物産協会もありますが、市役所を中心とした居場所づくりと両方の拠点としてまちとこことつながり、市民参加としてにぎわうまちづくりにしていくようにしてはどうでしょうか。

また、室内のこどものリビングルームと屋外の中村山との充実を進めるためにも、中村山の遊具の設置も改めて要望いたします。3月にはお花見縁日も開催され、たくさんの親子連れも中村山に来ますので、少しずつでも遊具を増やしていただきたいです。ぜひお願いしたいです。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 中村山の森のエリア、これを市民参加したにぎわいづくり、まちづくりという御質問に対しては、議員がおっしゃるとおり、私も常々、そのように考えている次第でございます。

当時、体育文化会館ができたの、私、高校2年生のときだったと思いますが、すばらしいもので。市役所もすばらしいし。中央公民館はその後なんですけど、天文科学館も後なんですけど、この三つが整備されて、まさに中村山がこのような状況にありって、まちが非常に元気だったことも相まって、実に多くの市民の皆様が活発に公民館活動、あるいは文化活動、スポーツ活動を楽しんでいただいた。こういう状況なんです。

私はこれを復元させたいんですよ。これを。これをして、やはり市民の皆さんが活発に活動できると。なぜかといいますと、その当時だったんですが、それから20年たち、30年たち、時間の流れや社会情勢の変化等に、当然、人口減少もあったし、あるいは市の財政難ということもあったんでしょうけれども、そういうことに伴って、活動の縮小とか、施設の老朽化対策など、課題が山積しているという事実はそうなんです。

そのような中で、使用停止になった体育文化会館の再開に向けた改修、あるいは長年の課題であった図書館の拡充、そして、子供から高齢者までが気軽に立ち寄れる居場所や、天候や気候に左右されずに誰もが楽しく過ごせる居場所など、全ての市民にとって、居場所づくりなどの課題について、併せて改善できる取組であると、私としては本事業はその必要性が十分あると思っております。

その中で、私は常に中村山公園を「セントラルパーク」と位置づけて、これを整備し続けてまいりました。中村山公園や天文科学館とも併せて、まずは中村山に行けば楽しいことがあるよと、安心して過ごせる居場所であるよとか、そういう空間をつくり上げるとともに、それぞれの施設にソフト事業の充実とか、あるいはスポーツ振興事業の充実、文化事業の充実、各種講座の充実等を図りながら、まちを元気にする形で様々な取組を行って、その情報をお互いに共有しながら、新図書館や中央公民館の情報発信機能を充実させることで、もう一度、中村山から市民参加とまちのにぎわいづくりにつなげてまいりたいと。

それで、その次の御質問について、遊具の話なんですけれども、中村山公園の遊具の設置については、先ほども申しましたように、中村山公園は本市の「セントラルパーク」であると私は位置づけております。

中村山公園につきましては、これまでもやっぱり私、やっていたのが、草、木が生い茂っていました。全然見えないんですね、中村山公園から尾鷲が。まず、それを切っちゃおうと。尾鷲湾を一望できる間伐を行ったり。そうしたら、やっぱり危険木があります。これもやっぱり3年ぐらいかかりました、危険木の除去。

そして、去年、おとしですか、トイレを何とかしたいと。トイレを刷新したりしております、現在は財団法人尾鷲みどりの協会が御協力させていただいて、クマノザクラの植樹事業を進めていただいているところ。

こういうふうにして、中村山公園についてもある程度の整備が整っていると。今後も市民の憩いの場として……。

議長（小川公明議員） 市長。

正午のため、時報のため中断します。

〔休憩 午前 11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど、こういうふうに行っていると。

今後なんですけれども、何といたってもやっぱり市民の憩いの場づくりなんです。この場として、先ほど申しましたように、整備を着々と進めております。

今後どうするのかということは、議員おっしゃるように、まず、中央公民館のこどものリビングルームと、これと中村山公園と、このつながりというものをもっと深めたいと。

今後、様々な御意見を伺いながら、ふさわしい遊具の設置については十分検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小川公明議員） 佐々木議員。

5番（佐々木康次議員） よろしく願いします。

体育文化会館と中央公民館の改修後になるとたくさんの、先ほど毎日の利用者数を聞いた以上の方が訪れるようになると思います。

また、14市の中で14番目ということで、やっぱりそれをもっと図書館を中心にぐっと上げていき、周辺部から人が集まるような、ここ、尾鷲の集客交流拠点にもなると思いますので、ぜひお願いします。

前回、9月の子育てHAPPYDAYの際に、駐車場がちょっと足りないという問題が起きました。いろいろと周辺部、そのファミリーマートやひがし歯医者さんとか、そういうところのお店も、お店というか、そういう事業者にも何台か貸してくださいとか依頼はしておるんですが、満杯になってしまったことがあり、今後、やはり図書館、体育館、中央公民館、市役所を含め、その改修後にはかなりの来訪者が毎日訪れると予想した場合に、駐車場は現在のままで大丈夫でしょうか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） さっき議員がおっしゃっていますように、そういうHAPPY DAYのときはたくさんの方々、お集まりになって、駐車場が足りないというような御意見でございましたんですけども、まず、駐車場につきましては、当面は現在の駐車場、駐車スペース、これを使用させていただくという形になります。

改修設備直後には、新しく改修した後については、若干の不足が生じる場合も考えられますが、今、別館のほうで教育総務課が中央公民館に移転して、現在の庁舎別館を撤去する予定はございます。その際に駐車場に整備するということで、車が約10台ぐらいのスペースが新たに確保できるんじゃないかなとは思っております。

ただ、その撤去の時期につきましては、これだけいろんな投資が見込まれる中、まずはやっぱり体育文化会館、中央公民館の耐震、長寿命化、複合化を完了した後、一応、交付金とか、そういったものは、有利な補助金を使える分については、5年以内に実施しなければならないという、この縛りがあります。その範囲内できちんと適当な時期を見つけながら、撤去工事をやらせていただきたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 佐々木議員。

5番（佐々木康次議員） よろしくお祈いします。

ちなみに、子育てHAPPYDAYのときは、親子連れが約250名ほど来場します。それで、駐車場が足りなくなったという状況でございます。

今後、改修、リニューアル後、集客交流の場として広がり、全体に来訪者が増えることも考えられますので、その辺りも検討していただくようよろしくお祈いします。

それと、先月、隣のまちでちょっと営業に行ったときに、家を解体しているところがあったので、そのお宅で、前の家が解体していたんです。隣ももう住んでいなかった。前の家は誰も住んでいないんですかと聞いたら、いや、息子さんとか、子供さんたちは、みんな尾鷲に家を建てていますというようなことでおっしゃっていました。こっちの隣の隣の家もなくなって、尾鷲へ住んでいますと言っていました。

それを聞いたときに、今、尾鷲には子供の居場所、公園、遊び場がないと、市外へ流出してしまうことが多く、山崎運動公園や熊野のほうへ子供を連れて遊びに行く人も多いんですが、やはりここを改修して、ここを中心に子供の居場所づ

くりや老若男女が集まる場所にすれば、尾鷲に周辺部から集まっていき、そして、尾鷲でやはり生活しやすい、子育てしやすい、住みやすいまちになると思いますので、子育て世代の定住も含めてつながっていくと思いますので、ぜひ。今ちょっと遅れていますが、なるべく早く計画を立てて、実行していただくようお願いしたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（小川公明議員） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以後、会期日程のとおり、明日11日木曜日には午前10時より行政常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時06分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 野 田 憲 司

署 名 議 員 入 田 真 嘉